

池袋保健所生活衛生課公式ユーチューブチャンネル運用ガイドライン

（令和4年12月1日
生活衛生課長決定）
改正 令和6年4月1日

1.目的

このガイドラインは、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（内閣官房・総務省・経済産業省）及び「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、生活衛生課が取得した公式ユーチューブチャンネルの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2.基本方針

ユーチューブチャンネル「池袋保健所生活衛生課公式ユーチューブチャンネル」（以下「生活衛生課公式チャンネル」という。）は、豊島区の生活衛生事業に関する情報を動画として配信し、利用者の衛生的で安全な生活環境を維持・向上させることを方針とする。

3.アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：YouTube（ユーチューブ）
- (2) アカウント名：豊島区生活衛生課
- (3) チャンネル名：池袋保健所生活衛生課公式チャンネル

4.運用方法

生活衛生課公式チャンネルは、生活衛生課長を運用管理者とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

生活衛生課公式チャンネルでは次の情報を発信することとする。

- ① 生活衛生課が実施する生活衛生事業に関連する動画
- ② 各課または各団体が制作した動画で、生活衛生の向上に有益であると運用管理者が認めたもの
- ③ その他、運用管理者が適当と認める動画

(2) 肖像権への対応

生活衛生課公式チャンネルで公開した動画の被撮影者から非公開とするよう申出があった場合は、速やかに公開した映像の削除などの対応に努める。

(3) 公開手順

生活衛生課公式チャンネルに動画を掲載する手順は、以下のとおりとする。

ア 生活衛生課が掲載すると決定した動画について、映像情報に変換する。

イ 変換した映像情報を、ユーチューブにアップロードをする。

ウ アップロードをした映像を確認する。

エ 運用管理者が内容確認後、映像を公開する。

オ 公開した動画については、区ホームページからのリンク設定を行う。

(4) コメントの使用制限

生活衛生課は、生活衛生課以外のアカウントに対するコメントを一切行わない。また、生活衛生課公式チャンネルへのコメントは無効とする。

ただし、生活衛生課公式チャンネルの運用目的に照らして生活衛生課が特に必要があると認めるものは、この限りでない。

(5) 成りすまし等への対応

生活衛生課は、生活衛生課公式チャンネルが公式アカウントであることを区公式ホームページに掲載し、成りすましでないことを証明する。

また、成りすましを発見した場合は、区公式ホームページにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

5. 免責事項

(1) 生活衛生課は、生活衛生課公式チャンネルにおける情報の正確性、完全性等を保証する義務を負うものではない。

(2) 生活衛生課は、ユーザーが生活衛生課公式チャンネルを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負わない。

(3) 生活衛生課は、生活衛生課公式チャンネルに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者でトラブルが発生した場合であっても、一切責任を負わない。

(4) 生活衛生課公式チャンネルは、YouTube 社のシステムによって運用されているため、利用方法、技術的な質問、システム状況などに関する問い合わせは、受け付けない。

6. 知的財産権等

生活衛生課公式チャンネルに掲載する個々の情報（写真、文章等をいう。以下同じ。）に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）は、区に帰属する。

また、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用のための複製、同法32条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、生活衛生課公式チャンネルに掲載する個々の情報は、無断で利用することはできない。

7.運用ガイドラインの周知・変更等

本ガイドラインの内容は区公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ガイドラインは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を周知する。

附則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。